

RCEP と ASEAN 中心性—RCEP は中国主導か—

石 川 幸 一

可能となつた。

ASEAN が RCEP を提案

RCEP(地域包括的経済連携協定)が二〇二〇年十一月十五日に15か国により調印された。交渉が開始されたのは二〇一三年五月だから TPP(環太平洋経済連携協定)を超える長期交渉となつた。RCEP 参加国は ASEAN 10か国と日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド(NZ)の15か国でありインドは離脱した。RCEPにより人口、GDP、貿易額で世界のほぼ三割を占める世界最大の自由貿易圏が東アジアに生まれる。

東アジアには、SEAN が日中韓印豪・NZ と締結した5つの SEAN+1FTA をはじめ、五十を超える二国間・地域FTA が結ばれていた。しかし、東アジアの多くの国をカバーする広域FTA は結ばれておらず、RCEP により初めて東アジアの広域FTA が誕生した。東アジアは着実な経済成長が今後も持続し、二〇五〇年には世界の GDP の 5 割を超えると予測されている。RCEP は生産基地と消費市場として世界で最も有望な地域である東アジアに統合された経済圏を創出するという歴史的な意義を持つ。日中、日韓、中印、印豪という主要国間ではFTA はなかつたが、RCEP により日中FTA と日韓FTA ができることになる。日中、日韓の経済関係は極めて緊密だが、外交関係や国民感情の悪化から2国間FTA の交渉は無理であり、RCEP という多国間の枠組みで初めて

このように大きな意義をもつ RCEP は「中国が主導したFTA」という見方がメディアや専門家から唱えられ、「中国が書いた」という見解すら見受けられる。RCEP 中国主導論は交渉が開始された当初から主張された。中国が二〇一〇年に GDP で日本を抜き、南シナ海などで海洋進出を強めるなど経済と安全保障面で急速に台頭したこと、米国主導で交渉が進んでいた TPP に対し中国主導の RCEP という対比論が判りやすかつたことなどがその理由と思われる。RCEP 交渉関係者は交渉の内容については一切情報を明らかにしておらず、中国主導論を裏付ける公式文書や首脳発言などはない。

RCEP に関する声明など公式文書から判明しているのは RCEP を提案し交渉を主導したのは ASEAN であるということである。ASEAN は二〇一二年六月の首脳会議で「地域包括的経済連携(RCEP)」に関する

ASEAN 中心性が原則

ASEAN の枠組み」に合意し RCEP の構想と交渉の原則を提示した。同構想は ASEAN のFTA パートナー(日中韓印豪・ニュージーランド)と地域の包括的な経済連携協定を ASEAN 主導のメカニズムで設立することを決めており、次のような原則を掲げてい

る。①包括的で互恵的な経済連携協定が目的で既存の ASEAN+1FTA を改善、② ASEAN のFTA 相手国、その後その他の国が参加可能、③ ASEAN 加盟国への経済技術協力、④取引コスト低減のための貿易投資円滑化、⑤ CLMV(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム)への特別かつ異なる待遇、⑥ WTO 整合性、などである。そして、ASEAN 中心性と地域協力の推進力としての ASEAN の積極的な役割を維持しながら交渉を進めるとしている。

ASEAN が RCEP 構想を提案したのは、二〇一〇年の TPP 交渉開始を受けて ASEAN+3(日中韓)の EAFTA(東アジアFTA)を主張してきた中国と ASEAN+6(日中韓印豪・NZ)の CEPEA(東アジア包括的経済連携)を提唱して主導権争いをしてきた日本が EAFTA、CEPEA の区別なく東アジア広域FTA を進めることに合意し共同提案を行つたことがある。日中共同提案により、ASEAN が東アジアの経済連携と協力を主導するという ASEAN 中心性を失うことを懸念したことが背景となつてゐる。中国が黒子となり ASEAN に RCEP を提案させたという見方があるが、ASEAN の RCEP 提案は インドネシアがイニシアティブを取つたとされる。

されており、ASEAN の目的と原則となつてゐる。また ASEAN 経済共同体では、FTA を含む対外経済関係で ASEAN 中心性を維持すると明記されている。ASEAN 中心性には形式的中心性と実質的中心性の 2 つの意味合いがあるⁱ。ASEAN+3 など会議を主催し会議の場を提供するという形式的中心性に対し、実質的中心性では協力の内容と方向性の調整や決定など内容面でイニシアティブを發揮することを意味する。

RCEP 交渉は ASEAN 加盟国が議長国となり ASEAN で開催されるなど形式的中心性を実現してきたが、実質的中心性は実現できたのだろうか。具体化の例として、「ASEAN の RCEP 枠組み」をベースに 16か国で二〇一二年八月に「RCEP 交渉の基本指針および目的」に合意したことがあげられる。基本指針と目的では、ASEAN 中心性が明記され、①WTO 整合性、②既存の ASEAN+1 FTA より相当改善した深い約束、③特別かつ異なる待遇、とくに ASEAN の後発開発途上国への追加的柔軟性、④技術協力および能力開発など「ASEAN の RCEP 枠組み」を踏まえた 8 つの原則が決められた。次に締結された RCEP 協定が「ASEAN の RCEP 枠組み」と「RCEP 交渉の基本指針および目的」に沿った内容となつていることがあげられる。RCEP の目的（第 1 条）は、「現代的な、包括的な、質の高い、及び互恵的な経済上の連携」を構築することであるとなつており、これは「基本指針と原則」の RCEP の目的を踏まえたものである。「現代的」とは既存の ASEAN+1 FTA の対象分野を越える新たな分野を対象とすることを意味しており、電子商取引などに取り組ん

でいる。「包括的」とは広範な分野を対象とすることを意味しており、RCEP は全 20 章の「ソースコードの開示要求の禁止」は規定されたなかつた。ソースコードの開示要求の禁止は、対話をを行い発効後の見直しにおいて対話結果について考慮すると規定されている。中華 FTA や中韓 FTA に電子商取引章があるが、中国が FTA で上記①と②の規定を認めたのは初めてである。「ソースコードの開示要求禁止」は中国がカンボジアとラオスを巻き込んで反対したと報じられている。そうした可能性はあるが、中国が RCEP を書いたという論拠にはならないだろう。

規定されたが、TPP で規定されている「ソースコードの開示要求の禁止」は規定されたなかつた。ソースコードの開示要求の禁止は、対話をを行い発効後の見直しにおいて対話結果について考慮すると規定されている。中華 FTA や中韓 FTA に電子商取引章があるが、中国が FTA で上記①と②の規定を認めたのは初めてである。「ソースコードの開示要求禁止」は中国がカンボジアとラオスを巻き込んで反対したと報じられている。そうした可能性はあるが、中国が RCEP を書いたとい

発効後も重要な ASEAN 中心性の実現

RCEP における中国の存在は極めて大きく、GDP で RCEP 加盟国の 55.4%、人口で 61.2%、輸出で 45.4%、輸入で 55.4% を占めている。中国は RCEP の中で圧倒的な経済大国であり、中国の影響力が強まる可能性があることは否定できない。一方、中国の RCEP 参加は 2 国間での交渉を選好する中国が自由化とルールで運営される多国間の枠組みのメンバーになつたことを意味する。中国の行動にルールという枠をはめるために RCEP を利用すべきである。そのためには、RCEP を運営していく RCEP 合同委員会が重要となる。RCEP 合同委員会は ASEAN との他の国との共同議長により運営されるが、日本や豪州などが協力し実質的な ASEAN 中心性を実現していくことが必要である。

(いしかわ こういち アジア研究所特別研究員)

ⁱ 庄司智孝 (2017) 「ASEAN の「中心性」—域内・域外関係の視点から」『防衛研究所紀要』、17 (1)。

ⁱⁱ Petri, A Peter and Michael G. Plummer (2014) "ASEAN Centrality and the ASEAN-US Economic Relationship", Policy Studies 69, East-West Centre, Honolulu.